

令和7年度答申第87号
令和8年3月4日

諮問番号 令和7年度諮問第137号（令和8年1月19日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の
認定申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、
妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）24条2項に基づく医療特別手当の認定を求める申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A知事（以下「処分庁」という。）が認定を却下する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 被爆者援護法10条1項は、厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態（ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。）にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う旨規定する。

- (2) 被爆者援護法 11 条 1 項は、被爆者援護法 10 条 1 項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならないと規定する。
- (3) 被爆者援護法 24 条 1 項は、都道府県知事は、被爆者援護法 11 条 1 項の認定を受けた者であつて、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給するとし、被爆者援護法 24 条 2 項は、同条 1 項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和 4 年 4 月 30 日付けで、B 保健所に対し、被爆者援護法 11 条 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣宛てに原爆症認定申請書を提出するとともに、同法 24 条 2 項の規定に基づき、処分庁宛てに医療特別手当認定申請書の提出（本件申請）を行った。B 保健所長は、同年 5 月 9 日付けで、当該原爆症認定申請書及び医療特別手当認定申請書を A 都道府県健康福祉部保健医療課長に進達した。なお、原爆症認定申請に係る処分庁は厚生労働大臣であるため、A 都道府県健康福祉部保健医療課長は、同月 20 日付けで、厚生労働省健康局総務課長に原爆症認定申請書を進達した。
- （原爆症認定申請書、医療特別手当認定申請書、「原爆症の認定申請について（進達）」と題する文書、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項に基づく認定申請について」と題する文書）
- (2) 厚生労働大臣は、被爆者援護法 11 条 2 項の規定に基づく疾病・障害認定審査会から意見を聴取した上で、令和 4 年 8 月 5 日付けで、原爆症認定申請を却下する処分（以下「原爆症認定申請却下処分」という。）を行い、厚生労働省健康局長は、同日付けで、処分庁に対してその旨を通知した。
- （「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項（いわゆる原爆症）に基づく認定申請について」と題する文書、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項に基づく認定申請について」と題する文書）
- (3) 処分庁は、上記（2）の通知を受けて、令和 4 年 8 月 15 日付けで、審査請求人は被爆者援護法 24 条 1 項の規定に該当しない旨の本件処分を行い、「この度、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）

第11条第1項に基づく厚生労働大臣への認定申請について却下された旨、厚生労働省から通知がありました。つきましては、法第11条第1項の認定を要件としている法第24条第2項の規定による医療特別手当の認定についても却下となります」と記載した通知書（以下「本件処分通知書」という。）を送付した。

なお、本件処分通知書には、「この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、A知事に対して審査請求をすることができます」と記載されていた。

（「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条第2項の規定による医療特別手当認定申請について（通知）」と題する文書）

(4) 審査請求人は、令和4年11月16日付けで、原爆症認定申請却下処分及び本件処分に係る審査請求先である厚生労働大臣（以下本件処分に係る審査請求先としての厚生労働大臣を特に「審査庁」という。）に対し、原爆症認定申請却下処分及び本件処分を不服として、それぞれ審査請求をした。なお、審査請求人は、上記(3)の本件処分通知書の教示に従い、処分庁（A知事）宛てに審査請求書を提出した。しかし、当該教示は誤ったものであったことから、処分庁は行政不服審査法（平成26年法律第68号）22条1項の規定に基づき、本件審査請求書を審査庁へ送付した。

そして、原爆症認定申請却下処分を不服とした審査請求については、疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会において改めて検討が行われた。具体的には、審査請求人から既に提出された原爆症認定申請書及び審査請求書等を用いて審査請求人に係る被爆状況を改めて検討し、更に審査請求人のこれまでの健康状況、疾病の状況、環境因子及び生活歴等についても検討を行った。厚生労働大臣は、これらの事実や審理員意見書を総合的に勘案して判断した結果、申請された疾病が「原子爆弾の放射線に起因したものである」と認めることはできないことを理由として、令和5年3月3日付けで、原爆症認定申請却下処分を不服とした審査請求を棄却する裁決を行った。

（原爆症認定申請却下処分に係る審査請求書、本件審査請求書、原爆症認定申請却下処分に係る裁決書、原爆症認定申請却下処分に係る審理員意見書、令和8年1月30日付け「資料の提出の求めについて（回答）」）

(5) 審査庁は、令和8年1月19日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本件処分理由は、審査請求人が令和4年4月30日付けで厚生労働大臣に対して行った原爆症認定申請について、厚生労働大臣が、同年8月5日付けで原爆症認定申請却下処分を行ったことにある。審査請求人が、厚生労働大臣に対し、原爆症認定申請却下処分について審査請求を行ったので、その結果、厚生労働大臣の原爆症認定申請却下処分が取り消された場合、本件処分についても取り消されるべきことは明白である。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員意見書のとおりである。

1 論点整理

本件審査請求の論点は、本件処分は、処分庁が、医療特別手当の認定に係る却下処分を行い、それに対し、審査請求人が、「原爆症認定申請却下処分が取り消された場合、本件処分も取り消されることは明白である」旨を主張しているため、厚生労働大臣が、原爆症認定申請却下処分の審査請求について、取り消すか否かである（原文ママ）。

2 審理員意見書の理由

(1) 審理員が認定した事実

ア 令和4年4月30日付けで、審査請求人は、被爆者援護法11条1項の規定に基づき厚生労働大臣宛ての原爆症認定申請書をB保健所へ提出するとともに、被爆者援護法24条2項の規定に基づき処分庁宛ての医療特別手当認定申請書を、B保健所へ提出した。

イ 審査請求人が令和4年4月30日付けで厚生労働大臣に対して行った原爆症認定申請について、厚生労働大臣は、同年8月5日付けで却下する処分を行った。

ウ 審査請求人が令和4年4月30日付けで処分庁に対して行った本件申請について、処分庁は、同年8月15日付けで本件処分を行った。

エ 審査請求人は、令和4年11月16日付けで、厚生労働大臣に対し、上記イの原爆症認定申請却下処分について審査請求を行い、厚生労働大臣は、令和5年3月3日付けで、当該審査請求について、棄却する裁決を行った。

(2) 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、厚生労働大臣が、原爆症認定申請却下処分の審査請求について、取り消すか否かである（原文ママ）。

上記(1)エのとおり、医療特別手当の支給の前提となる厚生労働大臣に

対する原爆症認定申請については、厚生労働大臣より却下処分がなされており、当該処分を不服とする審査請求についても棄却する裁決が行われていることから、被爆者援護法11条1項に規定する認定を要件としている本件申請の認定についても、当然に却下処分となるものであり、処分庁の判断に法律上の解釈の誤りは見当たらない。

したがって、本件処分については、違法又は不当な点はない。

3 結論

上記のとおり、本件処分については違法又は不当な点はない。本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和8年1月19日、審査庁から諮問を受け、同年2月13日、調査審議をした。

また、審査庁から、令和8年1月30日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件では、本件審査請求（令和4年11月16日）から当審査会への諮問（令和8年1月19日）まで約3年2か月の期間を要しているところ、令和4年11月16日付けで提起された原爆症認定申請却下処分に係る審査請求の裁決（令和5年3月3日付け）から本件審査請求の審理員指名（令和7年7月16日付け）まで約2年4か月半を要している。この理由について審査庁に照会したところ、医療特別手当等の審査請求について、令和2年頃から新型コロナウイルス感染症対応等のために通常より限られた人員で対応を行う状態となっており、健康・生活衛生局内各課の企画ラインで分担して、何とか審査業務についても対応していたが、令和7年4月に同局総務課担当に審査請求業務が全て戻った際に、過去の事例を改めて調査した結果、本件審査請求に係る対応が行われていないことが発覚したためであると回答があった。

しかし、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るといふ行政不服審査法の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

(2) 上記（1）で指摘した点及び下記3で付言した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点は

うかがわれない。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

被爆者援護法が定める各種援護措置のうち、被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当は、被爆者が「(原爆症の) 認定に係る負傷又は疾病の状態」にあることに着目し、その状態について、疾病に罹患していること自体への配慮(健康管理手当(被爆者援護法27条))や認定に係る負傷又は疾病が解消された後の健康不安や再発防止のための配慮(特別手当(被爆者援護法25条))を上回る配慮を及ぼす必要性があることによるものとされている。

そして、医療特別手当に係る上記立法の趣旨からしても、被爆者援護法24条1項の規定の文理からも、医療特別手当は、被爆者援護法11条1項に規定する原爆症認定を受けた者であって、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものでなければ、その支給を受けられないことになる。

審査請求人は、上記第1の2(2)のとおり、原爆症認定申請却下処分がなされていることから、被爆者援護法24条1項が規定する支給要件である原爆症認定を受けた者には該当せず、医療特別手当の支給対象者とはならない。

また、審査請求人は、原爆症認定申請却下処分について審査請求を行った結果、原爆症認定申請却下処分が取り消された場合、本件処分についても取り消されるべきことは明白であると主張するが、上記第1の2(4)のとおり、原爆症認定申請却下処分に係る審査請求について、疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会において改めて検討した結果等を総合的に勘案し、厚生労働大臣により原爆症認定申請却下処分に係る審査請求を棄却する裁決がなされていることから、審査請求人の主張は採用できない。

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

本件処分通知書には、本件処分に対する不服申立てとして、「A知事」に対して審査請求をすることができると記載されていた(上記第1の2(3))。この点に関し、審査請求をすべき行政庁について、行政不服審査法4条は、法律に特別の定めがある場合を除き、同条1号から4号までに掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものと規定するところ、本件では、被爆者援護法51条の2において、都道府県等が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)2条9項1号に規定する第1号法定受託事務とする旨規定しており、地方自治法は、法定受託事務に係る都道府県知事等の処分についての審査請求は、当該処分に係る事務を規定する法律

又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してする旨規定している（地方自治法255条の2）ことから、本件処分通知書には誤った教示が記載されていたことになる。そして、審査請求人は、上記の誤った教示に従い、本件審査請求書を「A知事」（処分庁）に提出して本件審査請求をしたため、処分庁は、行政不服審査法22条1項の規定に基づき、本件審査請求書を審査庁に送付した（上記第1の2（4））。

また、本件処分通知書には、行政不服審査法82条1項の規定に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この処分の通知を受けた日」の翌日と記載されている（上記第1の2（3））。しかし、審査請求期間について、行政不服審査法18条1項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して3月を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、この「この処分の通知を受けた日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではない。

したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、審査請求をすることができる処分をする際には、処分庁において誤った教示をしないようにされたい。処分庁は、再発防止のための措置を講ずる必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	